

【資料 1】、【資料 2】及び【資料 3】に基づき、以下の問 1 から問 3 について、答案用紙の所定の箇所に解答を記入しなさい。

問1 甲株式会社(以下「当社」という。)の第18期(自X4年4月1日 至X5年3月31日)における貸借対照表及び損益計算書を、会社法及び会社計算規則に準拠して作成しなさい。

問 2 会社計算規則に基づく附属明細書のうち、「販売費及び一般管理費の明細」を作成しなさい。

問3 【資料3】の記号(a)から(h)の空欄を埋めて個別注記表(一部抜粋)を完成させなさい。

解答上の留意事項

イ 【資料 1】の決算整理前残高試算表は、【資料 2】に記載されている事項を除き、決算整理が適切に終了している。

ロ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式による。また、消費税等の取扱いは【資料 2】の指示に従うこと。

ハ 税効果会計は、特に指示のない項目については適用しない。その適用に当たっての法定実効税率は 30%とする。将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、問題文の指示に従うこと。

ニ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的な方法によること。ただし、金額の重要性は考慮しない。

ホ 解答金額については、【資料 1】の決算整理前残高試算表における金額欄の数値のように 3 桁ごとにカンマで区切ること。また、解答金額がマイナスとなる場合には金額の前に「△」印を付すこと。この方法によっていない場合には正解としない。

ヘ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、計算の都度、切り捨てること。

ト 期間配分は、すべて月割計算とする。

(注)会計基準等が改正されたため、問題文を一部加筆修正するとともに現行の会計基準等に従った解答を示しています。

【資料 1】 甲社の決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表

×5年3月31日現在

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	92	買掛金	178,624
普通預金	330,325	短期借入金	22,300
定期預金	85,000	一年内返済予定長期借入金	16,000
受取手形	114,480	未払金	7,522
売掛金	231,284	仮受消費税等	210,030
有価証券	109,650	前受金	6,812
繰越商品	250,163	仮受金	540,000
仮払金	9,500	貸倒引当金(流動)	3,659
仮払消費税等	169,384	賞与引当金	26,730
前払費用	11,733	長期借入金	170,000
建物	64,638	(各自推定)	22,968
構築物	6,606	資本金	260,000
備品	4,056	資本準備金	200,000
土地	430,000	利益準備金	30,852
ソフトウェア	15,000	繰越利益剰余金	100,151
繰延税金資産	18,484	売上高	2,625,394
その他有価証券評価差額金	182	受取利息	184
仕入高	2,047,591	雑収入	540
報酬及び給料手当	318,865		
賞与	26,890		
退職金	453		
法定福利費	43,854		
支払手数料	33,358		
賃借料	15,698		
広告宣伝費	21,262		
貸倒損失	3,327		
旅費交通費	5,421		
租税公課	3,280		
減価償却費	4,809		
その他経費	30,698		
支払利息	4,365		
雑損失	35		
法人税等	11,283		
合計	4,421,766	合計	4,421,766

【資料 2】決算整理の未済事項及び参考事項

1 現金及び預金に関する事項

- (1) X5 年 3 月 31 日の営業終了時における現金の実際残高は、90 千円であった。【資料 1】の現金勘定の残高との差額を調査しても原因が判明しなかったため、現金過不足として処理することとした。
- (2) X5 年 4 月 4 日に、営業部から X5 年 3 月分に係る交通費 120 千円の経費精算書が提出された。同日に、経理部は現金を支払った。
- (3) 決算処理のために金融機関から、X5 年 3 月 31 日現在における預金口座の残高証明書を入手した。そこに示された普通預金口座の残高と【資料 1】の普通預金勘定との差額を調査した結果、X5 年 3 月に支出した広告宣伝費 5,400 千円の処理漏れが判明した。

2 売上債権に関する事項

- (1) 乙社から商品の販売代金として 10,260 千円(うち消費税等は 760 千円)が入金されていたものの、決算日現在では当該商品が引き渡されていないことが判明した。当該取引は【資料 1】では売上高と仮受消費税等が計上されている。なお、当該商品の帳簿有高には影響が及ばない。
- (2) 【資料 1】の受取手形勘定のうち 62,640 千円は、当期から発生した電子記録債権である。貸借対照表では「電子記録債権」として表示することとした。
- (3) 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上する。【資料 1】に示された貸倒引当金残高は前期末に計上されたものである。電子記録債権も設定対象とし、また、当期末に貸倒懸念債権や破産更生債権等はない。

当社における債権の平均回収期間は 1 ヶ月であることから、当期に適用する貸倒実績率は、過去 3 期間ごとに算定した貸倒実績率を平均する。このとき、過去の期間における貸倒実績率及び当期の貸倒実績率は、それぞれの算定にあたってパーセント表示で、小数第一位未満を四捨五入する。

	X2 年 3 月期	X3 年 3 月期	X4 年 3 月期
受取手形	105,464 千円	106,575 千円	109,426 千円
売掛金	217,833 千円	219,627 千円	223,234 千円
貸倒損失 (注)	(省略)	3,880 千円	2,610 千円

(注)貸倒損失は、期首の債権残高に対して生じたものである。

- (4) 税効果会計上、貸倒引当金の残高を将来減算一時差異として取り扱う。また、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能とする。

3 有価証券に関する事項

(1) 【資料1】の有価証券勘定の明細は、次のとおりである。売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は保有していない。

銘柄	数量	取得価格	1株あたりの時価	備考
AAA社	13,000株	6,110千円	420円	下記(3)参照
BBB社	8,500株	27,200千円	1,550円	同上
CCC社	100株	5,000千円	40,000円	下記(4)参照
DDD社	160株	8,000千円	35,000円	同上
当社	300株	63,600千円	-	下記(5)参照

(2)有価証券の評価基準及び評価方法は、子会社株式は移動平均法による原価法によっている。また、その他有価証券のうち市場価格のあるものは、期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっている。

一方、市場価格のないものは、移動平均法による原価法によっている。

(3)AAA社株式(前期末以前より所有)及びBBB社株式(当期に取得)はともに上場株式である。それぞれの会社の議決権のうち、AAA社株式については0.20%を、また、BBB社株式については0.12%を所有している。いずれの株式も、これまで減損処理は行われていない。

(4)CCC社株式及びDDD社株式はともに非上場株式である。上記(1)に記載された1株当たりの時価はそれぞれ実質価額を示す。また、それぞれの会社の議決権のうち、CCC社は5%を、一方、DDD社は80%を所有している。いずれの株式も、これまで減損処理は行われていない。なお、DDD社株式について、実質価額が著しく低下しているものの取得原価まで回復する見込みが認められるため、相当の減額をしないこととした。

(5)当社株式は非上場株式である。当期に60株(議決権割合は2%)を13,200千円で取得している。ただし、税務上のみなし配当は生じないものとする。

(6)その他有価証券評価差額金に係る繰延税金資産又は繰延税金負債は、(評価差損の銘柄ごとの合計額と評価差益の銘柄ごとの合計額を相殺した後の)純額の評価差損に係る将来減算一時差異又は評価差益に係る将来加算一時差異について計上する。このとき、将来減算一時差異の場合には当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとして計上し、また、将来加算一時差異の場合には繰延税金負債を計上する。

なお、有価証券に対して評価損を計上する場合には、税効果会計上、当該金額を将来減算一時差異として取り扱うものの、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収不能とする。

4 棚卸資産に関する事項

- (1) 【資料1】に示された商品勘定は前期末に計上されたものである。また、当期末に実地棚卸をした結果は、次のとおりであった。

商品名	帳簿有高	実際有高	備 考
EEE	79,447千円	83,947千円	下記(3)参照
FFF	66,935千円	66,543千円	同上
GGG	41,251千円	40,956千円	同上
HHH	13,308千円	13,308千円	下記(4)参照
その他	53,691千円	53,691千円	
合計	254,632千円	258,445千円	

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっている。
- (3) 帳簿有高と実際有高との差異を調査した結果、商品EEEについては実地棚卸を行う直前に入庫された分の仕入計上もれ(別途、消費税等360千円)であった。商品FFFについてはカウントの誤りのため、帳簿有高が正しかった。また、商品GGGについては原因が不明であるため、棚卸減耗損として処理することとした。
- (4) 商品HHHのうち1年以上滞留している2,594千円については、当社の内規に基づき、帳簿価額から50%を切り下げる。
- (5) 収益性の低下に基づく棚卸資産の簿価切下げ額が生じる場合、税効果会計上、当該金額を将来減算一時差異として取り扱う。ただし、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収不能とする。

5 有形固定資産に関する事項

- (1) 【資料1】の有形固定資産の明細は次のとおりであった。いずれの資産もこれまで減損処理は行われていない。また、減価償却費は適切に計上されている。

科 目	取得原価	帳簿価格
建物	89,000千円	64,638千円
構築物	28,300千円	6,606千円
備品	19,654千円	4,056千円
土地	430,000千円	430,000千円

(2)【資料1】の土地勘定のうち86,500千円は従来から第三者に賃貸していたところ、先方都合によって当期に賃貸契約は解約に至っている。当該土地は、将来の使用が見込まれていない重要な遊休資産として取り扱う。正味売却価額は75,800千円と算定された。

(3)固定資産の減損によって損失が生じる場合・税効果会計上・当該金額を将来減算一時差異として取り扱う。ただし、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収不能とする。

6 無形固定資産に関する事項

(1)【資料1】のソフトウェア勘定の明細は、次のとおりである。ソフトウェアの減価償却の方法は定額法によっている。

明 細	金 額	備 考
販売管理システム	(推定)	下記(2)を参照。
新販売管理システム製作費	4,800千円	下記(3)を参照。
その他	(推定)	

(2)販売管理システムは、取得原価は12,500千円、事業供用日はX3年4月1日、耐用年数は5年である。当期はまだ減価償却を行っていない。下記(3)の新システム導入の進捗状況を受けて、当期末に利用可能期間を見直した結果、翌期以降の残存利用期間が2年であることが明らかとなった。なお、過去に定めた耐用年数は事業供用の時点において合理的な見積りに基づくものであった。

(3)当期から、新販売管理システムの導入に向けて開発を進めている。その制作費のうち、すでに支出された金額が4,800千円である。当該支出は制作途中であることから、ソフトウェア勘から独立して掲記することとする。また、X7年4月1日から事業に供する見込みである。

7 借入金に関する事項

(1)X5年2月1日に締結したシンジケート方式によるコミットメントライン契約に基づき、次の借入を実行している。当該借入は、【資料1】では仮受金勘定に計上されている。

借入総額	540,000千円
借入期間	X5年2月1日からX8年1月31日まで
コミットメント期間	同上
返済期限	X8年1月31日
利率	年1.2%
返済条件	借入日から1年経過ごとに180,000千円ずつ返済
利払い	半年毎に前払い (借入日に支払った3,240千円は、支払い利息勘定に計上されている)

(2) 上記(1)の借入に当たって支払ったアレンジメントフィー10,800千円及びエージェンツフィー1,200千円(年額)は、【資料1】では支払手数料勘定に計上されている。

アレンジメントフィーはシンジケートローンを組成する初期費用として資金調達時にその役務提供を受けていることから、当期の費用として計上する。

一方・エージェンツフィーはシンジケートローン契約期間にわたって発生する費用であることから、発生主義に基づき当期に対応する部分を費用に計上する。これらは「シンジケートローン手数料」として営業外費用に計上する。なお、消費税等は考慮しない。

(3)【資料1】に計上されている各種の借入金勘定及びそれらに関連する経過勘定は、上記(1)及び(2)の未済事項を除き、適切に計上されている。

8 従業員賞与に関する事項

(1) 従業員賞与については、X5年6月の夏季賞与の支給が29,750千円と見込まれている。当該支給の対象期間はX4年10月からX5年3月である。なお、当期より従業員への賞与支給額が決算中に確定されるようになったため、未払費用として計上する。

また、従業員賞与の支給見込みに伴う社会保険料4,042千円も未払費用として計上する。

(2)【資料1】の賞与引当金勘定は前期末残高である。また、賞与勘定にはX4年6月に支給された夏季賞与が計上されている。一方、前期末に未払計上した社会保険料は適切に取り崩されている。

(3) 税効果会計上、未払計上される従業員賞与の残高(社会保険料を含む。)を将来減算一時差異として取り扱う。また、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能とする。

9 退職給付に関する事項

(1) 当社は確定給付型の退職一時金制度を採用している。ただし、従業員数が300人未満であることから高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を引当計上する。

(2) 退職給付に係る期末自己都合要支給額は、前期末では22,968千円、また、当期末では27,300千円である。当期中の退職給付の支払額453千円は、販売費及び一般管理費の退職金勘定として計上されている。

(3) 税効果会計上、退職給付に関して引当残高を将来減算一時差異として取り扱う。また、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能とする。

10 諸税金に関する事項

(1) 消費税等について、【資料2】の決算整理の未済事項を加味したところ、年税額が39,452千円と算定された。この金額から【資料1】の仮払金勘定として計上されている中間納付額9,500千円を差し引いた金額を申告納付額として未払計上する。

なお、仮受消費税等の合計額から仮払消費税等の合計額及び中間納付額を差し引いた金額と申告納付額との間に差異が生じる場合には、当該差額を雑収入又は雑損失として計上する。

(2) 法人税等について税額を計算した結果、次のとおり算定された。年税額から中間納付額を差し引いた金額を申告納付額として未払計上する。また、事業税(資本割及び付加価値割)については租税公課勘定で計上する。

なお、中間納付額は適切に計上されており、また、前期末に未払計上した金額と納付額との間に過不足はなかった。

種 別	年税額	中間納付額
法人税	10,938千円	8,800千円
住民税	1,892千円	1,130千円
事業税(所得割)	1,682千円	1,353千円
事業税(資本割)	2,300千円	1,150千円
事業税(付加価値割)	4,209千円	2,130千円

11 税効果会計に関する事項

(1) 前期末及び当期末における一時差異は、次のとおりであった。ただし、(※)印の欄は【資料1】及び【資料2】から読み取ること。

項 目	前 期 末	当 期 末
未払事業税	4,020千円	(※)
未払賞与(前期末は賞与引当金)	(※)	(※)
未払社会保険料	3,980千円	(※)
貸倒引当金	(※)	(※)
棚卸資産	-	(※)
退職給付引当金	(※)	(※)
投資有価証券	-	(※)
固定資産	-	(※)
その他有価証券評価差額金	(※)	(※)

(2)繰延税金資産及び繰延税金負債の貸借対照表上の表示は、それぞれ繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した純額で表示する。

12 配当に関する事項

(1) X4年6月26日の定時株主総会において、当社普通株式1株につき500円を金銭で配当することを決議している。当該配当は、資本剰余金を原資としていない。なお、会計処理は適切に行われている。

(2)X5年6月26日の定時株主総会において、当社普通株式1株につき500円を金銭で配当することを決議している。当該配当は、資本剰余金を原資としていない。

【資料3】 個別注記表の一部抜粋

1 重要な会計方針に係る事項

引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、(a) について貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における(b)の見込額に基づき計上しております。この計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を用いた簡便法を適用しております。

2 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額(c)千円

3 株主資本等変動計算書に関する注記

剰余金の配当に関する事項

(1)配当支払額等

(d)年6月26日の定時株主総会で、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額(e)千円

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(f)年6月26日開催の定時株主総会で、次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額(g)千円

(ロ)配当の原資(h)